

第27期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年2月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル 5階 カンファレンススペース
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

事前に議決権を有効に行使いただきました
株主様には、議案の賛否にかかわらず、お
一人につきQUOカード1枚（500円分）を
後日お送りさせていただきます。
また、本株主総会は、ご来場株主様へのお
土産はございません。何卒ご理解いただけ
ますようお願い申しあげます。

シリコンスタジオ株式会社

証券コード：3907

株主各位

証券コード 3907
2026年2月9日
(電子提供措置の開始日 2026年2月2日)

東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

シリコンスタジオ株式会社

代表取締役社長 梶 谷 真一郎

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第27期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.siliconstudio.co.jp/ir/news.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「シリコンスタジオ」又は「コード」に当社証券コード「3907」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上ご覧ください。

なお、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使方法のご案内」をご参照いただき、電磁的方法（インターネット）または書面（議決権行使書用紙）にて、2026年2月25日（水曜日）午後5時までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年2月26日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル 5階 カンファレンススペース
3. 目的事項
(報告事項)
第27期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
(決議事項)
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

-
- ◇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◇電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◇株主総会当日までに本総会の運営に変更が生じる可能性がございます。上記当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。
- ◇書面交付請求されていない株主様には、本招集通知のみご送付しております。
- ◇書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ①会計監査人の状況
 - ②業務の適正を確保するための体制
 - ③株式会社の支配に関する基本方針
 - ④株式会社の状況に関する重要な事項
 - ⑤「株主資本等変動計算書」・「個別注記表」
- なお、ご送付している書面の項目、参照頁の記載は、電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただけない方

郵 送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行 使 期 限

2026年2月25日（水曜日）
午後5時到着分まで

イ ン タ ネ ッ プ



当社の指定する議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>) に
アクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ➔

ス マ ト フ ク オ ン を ご 利 用 の 株 主 様

議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

行 使 期 限

2026年2月25日（水曜日）
午後5時行使分まで

株主総会にご出席いただける方



株主総会開催日時

2026年2月26日（木曜日）午前10時

※体調不良と思われる株主様のご入場はお断りする場合がございます。

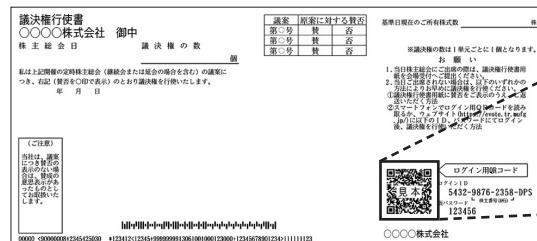
当日ご出席の際は、必ず株主様が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります。）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



QRコードは株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

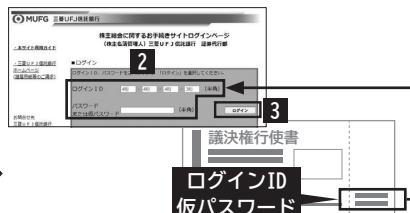
1 | 議決権行使サイトへアクセス

[https://evote.
tr.mufg.jp/](https://evote.tr.mufg.jp/)



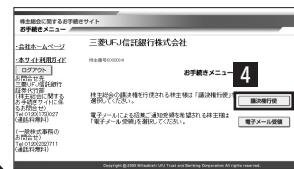
1 「次の画面へ」をクリック

2 | ログインする

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。)

3 「ログイン」をクリック

3 | お手続きメニューから議決権行使を選択



4 「お手続きメニュー」の「議決権行使」をクリック

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 9:00~21:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当は、2025年10月9日に公表していた「期末配当予想の修正」に基づき、その他資本剰余金を配当原資として実施する予定です。なお、今後の配当は、当社の配当方針に基づき、業績動向・資本需要・財務健全性を勘案した上で決定します。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円 総額 27,699,780円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年2月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額は335,326,957円となっております。財務体質の健全化と資本政策の柔軟性を確保するため、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金へ振替します。

(1) 減少する剰余金の項目と額

その他資本剰余金 334,345,707円

(2) 増加する剰余金の項目と額

繰越利益剰余金 334,345,707円

第2号議案 取締役4名選任の件

定款の規定により、取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役4名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	かじ たに しん いち ろう 梶 谷 真一郎 (1960年3月3日生)	2011年3月 当社 入社 2017年12月 当社 コーポレートサービス本部長 2018年2月 当社 取締役 コーポレートサービス本部長 2018年10月 当社 代表取締役社長 2018年11月 イグニス・イメージワークス株式会社 代表取締役社長 2020年12月 当社 代表取締役社長 兼テクノロジー事業本部長 2021年9月 イグニス・イメージワークス株式会社 取締役 2023年5月 当社 代表取締役社長 兼人財事業本部長 2025年6月 当社 代表取締役社長 兼人財事業本部長 兼人財事業部長（現任） （現在に至る）	180,000株
2	やなぎ はら じゅん いち 柳 原 淳一 (1959年12月15日生)	1983年4月 日本鋼管株式会社（現JFEエンジニアリング株式会社）入社 1988年9月 米国 Perkins Coie法律事務所 入所 1990年12月 米国 Square Soft, Inc. 入社 同社 Senior Vice President 1991年6月 米国ワシントン州弁護士 1995年10月 米国 Square USA, Inc. 入社 同社 Executive Vice President 2002年8月 Sprite Entertainment, Inc. 入社 同社 Chief Operating Officer 2022年1月 当社 入社 2022年2月 イグニス・イメージワークス株式会社 取締役 2023年2月 当社取締役 2023年7月 イグニス・イメージワークス株式会社 代表取締役社長 2024年12月 当社 取締役 イグニス・イメージワークス事業本部本部長 兼事業推進部長 2025年5月 当社 取締役 イグニス・イメージワークス事業本部本部長 兼事業推進部長 兼法務室長（現任） （現在に至る）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	橋本和幸 (1962年12月12日生)	<p>1986年4月 日本シンボリックス株式会社 入社</p> <p>1995年4月 株式会社スクウェア（現 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）入社</p> <p>2000年4月 同社 執行役員</p> <p>2002年6月 米国エレクトロニック・アーツ社 入社 同社技術プラットフォーム担当副社長</p> <p>2006年1月 米国アバターリアリティ社 設立 社長</p> <p>2011年3月 米国NVIDIA社 入社 同社 シニア・ディレクター</p> <p>2019年12月 dots in space株式会社 代表取締役（現任）</p> <p>2020年1月 当社 顧問</p> <p>2020年2月 当社 取締役（現任）</p> <p>2020年5月 株式会社サイバーエージェント 技術顧問</p> <p>（現在に至る）</p>	55,000株
4	大門あゆみ (1983年10月11日生)	<p>2011年12月 弁護士登録</p> <p>2012年8月 弁護士法人法律事務所リエゾン（現 法律事務所リエゾン）入所</p> <p>2015年3月 文部科学省研究開発局参事官付 原子力損害賠償紛争和解仲介室支援員（主任和解仲介専門官）</p> <p>2017年2月 法律事務所リエゾン パートナー</p> <p>2020年6月 法律事務所UNSEEN 設立 代表弁護士（現任）</p> <p>2020年12月 弁護士法人UNSEEN設立 社員（現任）</p> <p>2021年4月 株式会社チャイルドビジョン・ホールディングス（現 株式会社インク モデル）社外監査役</p> <p>2021年12月 株式会社コナカ 社外取締役（現任）</p> <p>2023年3月 株式会社ACSL 社外取締役 監査等委員</p> <p>2025年2月 当社 取締役（現任）</p> <p>（現在に至る）</p>	0株

- 注 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、橋本和幸氏、大門あゆみ氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。また、両氏は㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
3. 橋本和幸氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、東京証券取引所プライム上場企業及

び米国最先端企業における経験に基づく、コンピューターグラフィックス業界における技術領域に関する知識と見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって6年0ヶ月となります。

4. 大門あゆみ氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、企業法務中心の法律事務所で代表弁護士を務めており、特に企業の人事、労務、契約審査等において優れた実績を有していることから経営方針や業務執行の適正性の監視や各ステークホルダーの視点の提供など、経営の透明性を高める持続的な成長支援のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって1年0ヶ月となります。

5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

橋本和幸氏、大門あゆみ氏が再任された場合、両氏との間で同内容の契約を継続する予定です。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。

各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

定款の規定により、監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	まつ もと りゅう じろう 松 本 隆 次 郎 (1962年6月4日生) (新任候補者)	1986年4月 富士通株式会社入社 2005年7月 株式会社エフ・シー・シー入社 2011年1月 FCC(THAILAND)CO., LTD ゼネラルマネージャー 2011年6月 同社取締役 二輪生産統括 兼アジア事業統括 2013年4月 同社取締役 事業管理統括 兼経営企画室長兼コ ンプライアンスオフィサー 兼チーフインフォメ ーションオフィサー 2020年6月 同社取締役 常勤監査等委員 (現在に至る)	0株
2	おお にし ゆ き 大 西 由 紀 (1963年4月12日生)	1992年3月 有限会社シィ・エイ・ティ 代表取締役社長 2014年3月 株式会社KCSソリューションズ 代表取締役社長 2019年4月 天神橋税理士法人 主席経営コンサルタント 2019年6月 株式会社ヒガシトウエンティワン (現株式会社ヒガシホールディングス) 社外取締役 監査委員（現任） 2019年7月 大阪府吹田市男女共同参画審議会 審議会委員 2020年6月 大研医器株式会社 社外監査役（現任） 2022年2月 当社監査役（現任） 2022年6月 クリエイト株式会社 社外取締役 監査等委員 (現任) (現在に至る)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	しばたちひろ 柴田千尋 (1983年12月6日生) (新任候補者)	<p>2006年3月 有限責任監査法人トーマツ 入所</p> <p>2010年12月 University of California, Berkeley, Int'l Diploma program, finance course 修了</p> <p>2011年2月 アクサ生命保険株式会社 入社</p> <p>2020年8月 株式会社リプロセル 常勤監査役</p> <p>2021年4月 サニーキャリア（個人事業）開始</p> <p>2021年5月 株式会社クリーマ 非常勤監査役（現任）</p> <p>2021年11月 株式会社ラップジャパン 非常勤監査役</p> <p>2022年7月 WED株式会社非常勤監査役</p> <p>2022年12月 サニーキャリア合同会社設立 代表社員（現任）</p> <p>2024年4月 独立行政法人 日本学術振興会 外部評議委員（現任） (現在に至る)</p>	0株

- 注 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。
 また、各氏は株東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出しております。
3. 松本隆次郎氏を社外監査役候補者とした理由は、上場企業における豊富な経験・見識と常勤監査等委員としての経験を有しており、客観的な見地から監査・助言を得ることを期待して選任をお願いするものであります。
4. 大西由紀氏を社外監査役候補者とした理由は、女性起業家、経営トップとしての豊富な経験と見識を有しており、客観的な見地から監査・助言を得ることを期待して選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって4年0ヶ月となります。
5. 柴田千尋氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を保有し、上場企業において社外監査役としての経験・見識を有していることから、客観的な見地から監査・助言を得ることを期待して選任をお願いするものであります。
6. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
 なお、大西由紀氏が再任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
 また、松本隆次郎氏、柴田千尋氏が選任された場合、当社は両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。

各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役及び監査役のスキルマトリクス

第2号議案、第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役・監査役のスキルマトリクスは次のとおりになります。

氏名	地位	企業経営	製造・技術・研究開発	財務会計	IT・デジタル	法務・リスクマネジメント	グローバル経験
梶 谷 真一郎	取締役	○	○	○	○		○
柳 原 淳 一	取締役	○	○		○	○	○
橋 本 和 幸	取締役	○	○		○		○
大 門 あゆみ	取締役					○	
松 本 隆次郎	監査役	○				○	○
大 西 由 紀	監査役	○		○	○		
柴 田 千 尋	監査役			○	○	○	

以 上

事業報告

〔自 2024年12月1日
至 2025年11月30日〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に景気は緩やかな回復基調を推移しましたが、物価高の影響による個人消費の落ち込みや、米国の通商政策や長期化するウクライナや中東情勢を背景とした原材料・エネルギー価格の高騰、中国の動向等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社が強みを持つコンピューターグラフィックス（CG）関連ビジネスに注力し、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。その一環として、経営資源の集中と組織運営の効率化及び開発推進・支援事業の強化を図ることを目的に2024年12月1日を以って、完全子会社であるイグニス・イメージワークス株式会社を吸収合併いたしました。

開発推進・支援事業においては、主要顧客であるエンターテインメント業界からの開発支援の引き合いが足踏みしたものの、自動車業界や土木・建築業界を中心とした産業界においてもゲームエンジンを活用した仮想空間でのシミュレーション環境構築など、当社の可視化技術への引き合いが増えていることからウェブサイトの充実、分析に基づく施策、インサイドセールス体制など顧客基盤の拡大に向けた取り組みにも注力しております。

人材事業においては、当社の強みとしているゲーム企業における採用意欲の減退、派遣希望者の減少により、市場は厳しい状況にありますが、既存顧客に加え、新規の顧客・業界を開拓することにより収益改善に注力しております。

以上の結果、当事業年度における当社の業績は、売上高が4,303百万円（前年同期比15.0%増）、営業利益は147百万円（同10.7%増）、経常利益は148百万円（同15.2%増）、当期純利益は206百万円（同185.4%増）となりました。

なお、報告セグメントの状況は、以下のとおりであります。

① 開発推進・支援事業

開発推進・支援事業では、ゲームや映像などのエンターテインメント業界をはじめ、自動車、建築、その他製造業など、さまざまな業界向けリアルタイムCG技術を活用したソリ

ューションを提供しております。また、家庭用ゲーム機・スマートフォン・組込機器向けのミドルウェアの開発・販売の他、サーバーネットワークの構築・運用・監視といったインフラサービスも提供しております。

当事業年度では、大型ゲーム環境開発プロジェクトが終了したものの、産業系案件が堅調に推移しております。

以上の結果、売上高は2,661百万円、セグメント利益は369百万円となりました。

② 人材事業

人材事業では、CG、ゲーム制作、映像制作、WEB制作の各業界におけるデザイナーやクリエイター、エンジニア等の専門スキルをもった人材をクライアント企業に対して、有料で紹介する人材紹介サービス、及び登録派遣社員を派遣する人材派遣サービスを提供しております。当社は、一般的な人材紹介会社、人材派遣会社とは異なり、ゲーム業界を中心としたエンターテインメント業界に特化した人材ビジネスを展開しております。

当事業年度における派遣先企業で稼働した一般派遣労働者数は延べ2,261名（前年同期比2.8%減）、有料職業紹介の成約実績数は277名（同4.1%増）となりました。

以上の結果、売上高は1,641百万円、セグメント利益は301百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度におきましては、重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当社におきましては、運転資金の確保及び財政基盤の安定性向上のために機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、コミットメントライン契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項目	期別	第24期 2022年11月期	第25期 2023年11月期	第26期 2024年11月期	第27期 当事業年度 2025年11月期
売上高（百万円）		3,757	3,850	3,741	4,303
経常利益（百万円）		365	250	128	148
当期純利益（百万円）		166	200	72	206
1株当たり当期純利益（円）		57.47	69.29	25.69	75.06
総資産（百万円）		2,711	2,498	2,377	2,802
純資産（百万円）		1,628	1,683	1,648	1,854

注。 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 対処すべき課題

① 開発推進・支援事業について

当社の主たる事業領域であるゲーム業界では、技術革新により家庭用ゲーム機器や携帯端末において新機種の投入が進み、クライアント企業であるゲームメーカー各社がゲームタイトルを投入するプラットフォームも多様化しております。また、ゲームエンジンや各種ツールの利用などコンテンツ開発の手法も大きく変化しております。さらに他業界においても、センサー技術、AI、XR(VR/AR/MR)、データ解析等、新しい技術の導入が進んでおります。

そのような環境の下、当社では、ゲームエンジンや3DCG技術のノウハウを蓄積し、これらを活用した最新のソリューションを提供してまいります。また、事業開発・研究開発体制を強化し、デジタルツイン／メタバースによる可視化ソリューション、各種データや生成AIの活用、ゲームエンジン向けツール開発・カスタマイズ、教師画像用CG生成ソリューション、ミドルウェア製品とこれらを使用したサービスの強化を進めております。

② 人材事業について

当社の属するエンターテインメント業界においては、技術革新が著しい中で、デザイナー・クリエイター・エンジニア等の人材確保・人材育成へのニーズが高まっております。

そのような環境の下、人材事業においては、同業界同職種の即戦力人材やコア人材（ミドル・ハイクラス人材）の登録者の確保に注力してまいります。このように、クライアント企業に対して高付加価値の人材サービスを提供することで、より深い信頼関係を構築し、業績の拡大を実現してまいります。安定した事業基盤の構築のために、職業安定法及び労働者派遣法等の雇用情勢等の外部環境の変化に柔軟に対応できる機動的な体制を維持・強化してまいります。

③ 開発体制の強化について

当社では、今後の更なる事業拡大のために、開発体制の継続的な強化が必要であり、開発技術の向上と先端技術へ迅速に適応する技術者の確保が重要であると認識しております。今後も採用及び開発部門が連携し、即戦力となる人材の中途採用をすることで効率的な人員体制を拡充するとともに、様々な状況に合わせて柔軟な採用活動を継続して参ります。

④ 全社的な課題について

当社では、今後の業容拡大、継続的な成長を続けられる企業体質の確立に向けて、引き続き各種業務の標準化と効率化の徹底による事業基盤の確立が重要な課題であると認識しております。そのために、コーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理やコンプライアンスを含む内部統制システムが有効に機能するような組織体制の整備・運用を推進し、経営基盤の一層の強化を図ります。

また、在宅勤務・遠隔地勤務など新しい働き方に対応し、社員の生産性向上及び顧客満足のさらなる向上を図ります。

(7) 主要な事業内容（2025年11月30日現在）

当社は、ミドルウェアの開発・販売、独自ミドルウェアを活用した受託開発、サーバーネットワークの構築・運用・監視等のオンラインソリューション、ゲーム・映像業界の人材紹介・人材派遣を営んでおります。

① 開発推進・支援事業

開発推進・支援事業では、ゲームや映像などのエンターテインメント業界をはじめ、自動車、建築、その他製造業など、様々な業界向けにリアルタイムCG技術を活用したソリューションを提供しております。また、家庭用ゲーム機・スマートフォン・組込機器向けのミドルウェアの開発・販売の他、サーバーネットワークの構築・運用・監視といったインフラサービスも提供しております。

1) ミドルウェア開発・販売

当社は、家庭用ゲーム機やPC、スマートフォン、組込機器向けに高品質かつ柔軟性の高いミドルウェアを開発しております。ミドルウェアのライセンス販売やカスタマイズによるツール開発のほか、ユーログラフィックス、情報処理学会、電子情報通信学会で論文を発表しているプログラマー集団が開発した最先端ツールを提供しております。特にリアルタイムのCG技術を強みとし、クリエイターからのビジュアルクオリティーに対する高い要求に応えられるミドルウェアを開発しております。

2) 受託開発

当社は、独自のミドルウェアを活用し、高い開発効率を実現するとともに、熟練したプログラマー・テクニカルアーティストにより様々なデバイスで最適化されたエフェクト・2D・3DCGを制作しております。また、ゲーム、遊技機、映画映像コンテンツ等のエンターテインメント業界及び製造・重工業、土木建築、自動車・モビリティに加え、宇宙・防衛・医療などの産業分野向けに事業拡大し、サービスを提供しております。

3) オンラインソリューション

より高速な通信レスポンスと高い耐久性が求められるオンラインゲーム向けのサーバープログラムやネットワークシステムについて、コンサルティングから設計、開発、24時間365日体制の運用までをワンストップで提供いたします。またゲーム以外の産業分野においてもこれらの技術を応用し、コンシューマー向けオンラインサービスなど、パブリッククラウドを利用した数万以上の最大同時接続に耐えられるようなシステム構築を手掛けています。映像業界向けには、クラウドレンダリング環境とオンプレミス環境との違いを意識させない、シームレスなジョブキューイングシステムを含むCGレンダリングパイプラインの設計・構築も行っています。

② 人材事業

当社では、CG、ゲーム制作、映像制作、WEB制作の各業界におけるデザイナーやクリエイター、エンジニア等の専門スキルを持った人材をクライアント企業に対して、有料で紹介する人材紹介サービス、及び登録派遣社員を派遣する人材派遣サービスを提供しております。当社は、一般的な人材紹介会社、人材派遣会社とは異なり、ゲーム業界を中心としたエンターテインメント業界に特化した人材ビジネスを展開しております。

(8) 主要な営業所（2025年11月30日現在）

名 称	所在地
本 社	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

(9) 使用人の状況（2025年11月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
260名	58名増	40歳1ヶ月	7年3ヶ月

注. 使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

2024年12月1日付にて当社の完全子会社イグニス・イメージワークス株式会社を吸収合併したことにより、重要な子会社は存在しておりません。

(11) 主要な資金調達先及び調達残高（2025年11月30日現在）

調達先（長短借入金）	調達残高
株式会社三菱UFJ銀行	155百万円
株式会社りそな銀行	154百万円
株式会社商工組合中央金庫	30百万円

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	9,420,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	2,973,900株
(3) 株 主 数		2,900名
(4) 大 株 主		

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率
梶谷 真一郎	180,000	6.50%
株式会社ディンプス	95,000	3.43%
株式会社アルゴグラフィックス	90,040	3.25%
株式会社SBI証券	66,406	2.40%
楽天証券株式会社	60,100	2.17%
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	60,000	2.17%
橋本 和幸	55,000	1.99%
株式会社クリーク・アンド・リバー社	54,000	1.95%
THE BANK OF NEW YORK MELLON	52,301	1.89%
シリコンスタジオ従業員持株会	51,000	1.84%

注1. 当社は、自己株式203,922株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

注2. 当社は「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行
(信託E口)（以下「信託E口」という）が当社株式25,000株を取得しております。
信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年11月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
梶 谷 真一郎	代表取締役社長 兼人財事業本部長 兼人財事業部長	
竹 中 康 晴	取締役兼ユーポレートサービス本部長 兼経営管理部長	
柳 原 淳 一	取締役兼イグニス・イメージワークス事業本部長 兼事業推進部長 兼法務室長	
橋 本 和 幸	取締役	dots in space(株) 代表取締役
大 門 あゆみ	取締役	法律事務所U N S E E N 代表弁護士 株式会社コナカ社外取締役
松 山 康 孝	常勤監査役	
成 井 弦	監査役	特定非営利活動法人エルピーアイジャパン 名誉顧問
大 西 由 紀	監査役	(株)ヒガシホールディングス 社外取締役 監査委員 大研医器(株) 社外監査役 クリエイト(株) 社外取締役 監査等委員

注1. 取締役橋本和幸氏及び大門あゆみ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2. 監査役松山康孝氏、成井弦氏及び大西由紀氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査

役であります。

注3. 2025年2月26日開催の第26期定時株主総会において大門あゆみ氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

注4. 当社は、取締役橋本和幸氏、取締役大門あゆみ氏、監査役松山康孝氏、成井弦氏、及び大西由紀氏を株東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役及び執行役員、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	60百万円 (14百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	17百万円 (17百万円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (5名)	78百万円 (31百万円)

注1. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち、社外取締役2名）、監査役3名（うち、社外監査役3名）であります。

注2. 当事業年度において業績連動報酬及び非金銭報酬等についてはありません。

② 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 基本方針

当社の取締役及び監査役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとし、個々の取締役及び監査役の報酬の決定に際しては各職責及び当社への貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役及び監査役の報酬は、基本報酬として固定報酬のみを支払うこととします。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社への貢献度に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。報酬限度額は、取締役は2012年2月28日開催の第13期定時株主総会において、年額250百万円以内と決議しており、監査役は2001年2月26日開催の第2期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。

なお、当該総会の時点で決議の対象とされた役員の員数は取締役3名、監査役3名です。

c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金錢報酬等の額の取締役及び監査役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬については、金銭報酬のみとします。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長兼人財事業本部長兼人財事業部長 梶谷眞一郎氏がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。

なお、個人別の報酬額の内容の決定にあたっては、当社の事業状況や各取締役の職務遂行状況を理解していることから、代表取締役社長兼人財事業本部長兼人財事業部長 梶谷眞一郎氏に一任することが決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席状況		監査役会出席状況	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 橋本 和幸	18回中18回	100%	—	—
取締役 大門 あゆみ	14回中14回	100%	—	—
常勤監査役 松山 康孝	18回中17回	94%	18回中18回	100%
監査役 成井 弦	18回中18回	100%	18回中18回	100%
監査役 大西 由紀	18回中18回	100%	18回中18回	100%

注. 大門あゆみ氏の回数は、2025年2月の定時株主総会以降の取締役会の回数です。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役及び監査役はそれぞれの豊富な知識と経験に基づく専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言及び提言を行っております。

また、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。

② 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 橋本 和幸	コンピューターグラフィックス業界における技術領域に関する豊富な知識・経験と高い見識に基づき、また独立役員として、経営の透明性の向上及びコーポレートガバナンス強化の観点から、事業戦略等について、必要に応じて説明を求め意見を述べる等、適切な役割を果たしております。
取締役 大門 あゆみ	企業法務中心の法律事務所で代表弁護士を務めており、特に企業の人事、労務、契約審査等において優れた実績を有していることから経営方針や業務執行の適正性の監視や各ステークホルダーの視点の提供など、経営の透明性を高める持続的な成長支援のため、必要に応じて説明を求め意見を述べる等、適切な役割を果たしております。

③ 重要な兼職先と当社との関係

取締役及び監査役の重要な兼職先は「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、当社とそれらの兼職先との間には特別の利害関係はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

注1. 当社と会計監査との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「シリコンスタジオグループは、エンターテインメントを通じて培った世界最高水準の技術力、クリエイティビティと人材サービスでカスタマーの課題を解決し、社会貢献に努めます。」との経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行っております。
- ② 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行しております。
- ③ コンプライアンスの状況は、各部門責任者を兼ねる取締役が参加するコンプライアンス委員会等を通じて取締役及び監査役に対し報告をしております。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めております。
- ④ 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告しております。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、早期の発見と是正を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理しております。
- ② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとしております。
- ② リスク情報等については、各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行っております。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコーポレート

サービス本部が行っております。

- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。
 - ④ 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行っております。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。
 - ② 各部門長は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行しております。
 - ③ 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保しております。
- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行うものとしております。
 - ② グループ会社の管理はコーポレートサービス本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役として当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとしております。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査するものとしております。
 - ③ 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとしております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、コーポレートサービス本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとしております。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の

指揮命令を受けないものとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができます。
- ② 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会っています。
- ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、隨時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図っております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化しております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消するものとしております。
- ② コーポレートサービス本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行っております。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っております。
- ③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

(10) 上記体制の運用状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当事業年度においては、内部統制システムの運用上新たに見出された課題などについて、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施してまいりました。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

~~~~~

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

## 貸 借 対 照 表

(2025年11月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目<br>(資産の部)                  | 金 額          | 科 目<br>(負債の部)  | 金 額          |
|--------------------------------|--------------|----------------|--------------|
| <b>【流動資産】</b>                  | <b>2,391</b> | <b>【流動負債】</b>  | <b>705</b>   |
| 現 金 及 び 預 金                    | 1,591        | 買 1年内返済予定の長期借入 | 65           |
| 売 掛 金 及 び 契 約 資                | 620          | 未 払            | 131          |
| 仕 貯 掛 藏                        | 110          | 未 払 法 消 約      | 104          |
| 未 収 入 費                        | 1            | 人 費 負          | 196          |
| 前 払 費                          | 0            | 一 損            | 17           |
| 未 収 還 付 法 人 税                  | 68           | 注 失 の 債 引 当    | 48           |
| そ の 他                          | 3            | そ れ そ の 債 引 当  | 33           |
| 貸 倒 引 当                        | 0            | <b>【固定負債】</b>  | <b>48</b>    |
| <b>【固定資産】</b>                  | <b>△4</b>    | 長 期 借 入 債      | 0            |
| <b>【有形固定資産】</b>                | <b>411</b>   | 資 產 除 去 債      | 57           |
| 建 物                            | 104          | 退 職 給 付 債      | 1            |
| 減 価 償 却 累 計                    | 196          | 一 一 債          | 242          |
| 工 具、器 具 及 び 備 品                | △157         | <b>負 債 合 計</b> | <b>207</b>   |
| 減 価 償 却 累 計                    | 285          | 長 期 借 入 債      | 26           |
| <b>【無形固定資産】</b>                | <b>△219</b>  | 資 產 除 去 債      | 5            |
| 商 標 権                          | 52           | 退 職 給 付 債      | 2            |
| ソ フ ト ウ ェ ー ト                  | 4            | 一 一 債          | 948          |
| そ の 他                          | 47           | <b>負 債 合 計</b> | <b>948</b>   |
| <b>【投資その他の資産】</b>              | <b>△254</b>  | <b>(純資産の部)</b> | <b>1,854</b> |
| 投 資 有 価 証 券                    | 69           | <b>【株主資本】</b>  | <b>466</b>   |
| 関 係 会 社 株 式                    | 4            | 資 本 本 余 備 金    | <b>2,097</b> |
| 敷 繰 延 税 金 資 產                  | 84           | 資 本 本 余 備 金    | <b>665</b>   |
| そ の 他                          | 79           | そ の 他 本 余 備 金  | <b>1,431</b> |
| <b>資 產 合 計</b>                 | <b>15</b>    | 利 益 剰 準 金      | <b>△334</b>  |
| <b>資 產 合 計</b>                 | <b>2,802</b> | 利 益 剰 準 金      | <b>0</b>     |
| <b>負 債 · 純 資 產 合 計</b>         |              | 利 益 剰 準 金      | <b>△335</b>  |
| <b>負 債 · 純 資 產 合 計</b>         |              | 利 益 剰 準 金      | <b>△335</b>  |
| <b>負 債 · 純 資 產 合 計</b>         |              | 利 益 剰 準 金      | <b>△373</b>  |
| <b>【評価・換算差額等】</b>              |              | <b>△0</b>      |              |
| <b>そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金</b> |              | <b>△0</b>      |              |
| <b>純 資 產 合 計</b>               |              | <b>1,854</b>   |              |
| <b>負 債 · 純 資 產 合 計</b>         |              | <b>2,802</b>   |              |

# 損 益 計 算 書

自 2024年12月1日 至 2025年11月30日

(単位：百万円)

| 科 目              | 金 額          |
|------------------|--------------|
| 売 上 高            | 4,303        |
| 売 上 原 價          | 2,412        |
| <b>売 上 総 利 益</b> | <b>1,890</b> |
| 販売費及び一般管理費       | 1,743        |
| <b>営 業 利 益</b>   | <b>147</b>   |
| 當 業 外 収 益        |              |
| 受 取 利 息          | 2            |
| 受 取 配 当 金        | 9            |
| 為 替 差 益          | 1            |
| そ の 他            | 1            |
|                  | 13           |
| 當 業 外 費 用        |              |
| 雇 用 支 援 納 付 金    | 4            |
| 支 払 利 息          | 3            |
| 資 金 調 達 費 用      | 2            |
| そ の 他            | 2            |
| <b>経 常 利 益</b>   | <b>148</b>   |
| 特 別 利 益          |              |
| 受 取 和 解 金        | 25           |
| 抱合せ株式消滅差益        | 26           |
| <b>税引前当期純利益</b>  | <b>199</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税     | 5            |
| 法 人 税 等 調 整 額    | △12          |
| <b>当 期 純 利 益</b> | <b>206</b>   |

# 株主資本等変動計算書

〔自 2024年12月1日  
至 2025年11月30日〕

(単位：百万円)

|                     | 株主資本 |       |              |             |       |              |             |             |
|---------------------|------|-------|--------------|-------------|-------|--------------|-------------|-------------|
|                     | 資本金  | 資本剰余金 |              |             | 利益剰余金 |              |             |             |
|                     |      | 資本準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他<br>利益剰余金 | 繰越<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 当期首残高               | 466  | 665   | 1,431        | 2,097       | 0     | △541         | △540        |             |
| 当期純利益               |      |       |              |             |       | 206          | 206         |             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |      |       |              |             |       |              |             |             |
| 当期変動額合計             | —    | —     | —            | —           | —     | 206          | 206         |             |
| 当期末残高               | 466  | 665   | 1,431        | 2,097       | 0     | △335         | △334        |             |

|                     | 株主資本 |            | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計 |
|---------------------|------|------------|------------------|----------------|-------|
|                     | 自己株式 | 株主資本<br>合計 | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |
| 当期首残高               | △373 | 1,648      | △0               | △0             | 1,648 |
| 当期純利益               |      | 206        |                  |                | 206   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |      |            | △0               | △0             | △0    |
| 当期変動額合計             | —    | 206        | △0               | △0             | 206   |
| 当期末残高               | △373 | 1,854      | △0               | △0             | 1,854 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### 1 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産

###### ① 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による、簿価切下げの方法）

###### ② 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による、簿価切下げの方法）

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては、3年以内での見込み販売収益に基づく償却額、又は残存有効期間に基づく均等配分額の大きい方を計上する方法としております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）による定額法としております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年です。

### 3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 4 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

規程で定めた退職金の支給対象となる就業期間に達した派遣契約者に対して、退職給付引当金を計上しております。退職給付引当金の計算には、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 5 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、顧客との契約の履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

#### 開発推進・支援事業

##### ①ライセンス販売

ライセンス販売は、当社の保有するソフトウェアライセンスの販売及び保守です。これらの履行義務はソフトウェアの販売は顧客に引き渡した時点、保守はサービスの提供期間にわたり充足していくと判断しております。そのため、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて収益を認識しております。

##### ②受託開発・オンラインソリューション

受託開発・サーバー開発構築のうち、請負契約による取引については、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを制作し顧客に納品するものであ

り、当該契約における義務を履行することにより、資産の価値が生じる又は資産の価値が比例的に増加するものではなく、完成・納品することにより価値が増加する性格を有しているため、検収基準により収益を認識しております。

準委任契約については、主としてシステムエンジニア等の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しておりません。したがって準委任契約については、顧客との契約に基づいて役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、工数・進捗は実施期間に応じてほぼ均等に発生する場合は定額売上月割で収益を認識しております。

サーバー運用保守については、顧客との契約による固定額、サーバー稼働数等の運用実績により履行義務が充足され収益を認識しております。

### 人材事業

人材派遣についての履行義務は契約に基づき労働力を提供するものであるため、派遣社員による労働力の提供に応じて履行義務が充足されると判断し、派遣期間の稼働実績に応じて収益を認識しております。

人材紹介についての履行義務は顧客が採用を決定し転職希望者が入社した時点で充足されると判断し、その時点で紹介手数料の売上を計上しております。また、契約上、返金義務のあるものに関しては、過去の返金実績より返金額を見積り、当該金額を返金負債として計上し売上から控除しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### ① 受注損失引当金

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

受注損失引当金 57百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点での損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額に対して、受注損失引当金を計上しております。

なお、受注契約ごとの仕様に基づいてプロジェクト原価総額を見積り、将来の損失見込額を算定しております。

契約ごとの個別性が高く、顧客要望の高度化、案件の複雑化や完成までの状況の変化によって、当初見積り時には予見不能な作業工数の増加等により原価総額の見積りが変動することがあります。また、原価総額の見積りの変動に関連して、顧客との契約金額や対応する履行義務についての合意内容について変更が行われることもあります。

プロジェクト原価総額の見積りが大幅に変動した場合には、翌事業年度の計算書類における受注損失引当金及び売上原価に影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |      |
|--------|------|
| 短期金銭債権 | 一百万円 |
| 短期金銭債務 | 一百万円 |

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の内訳

|      |        |
|------|--------|
| 売掛け金 | 532百万円 |
| 契約資産 | 87百万円  |

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

|             |      |
|-------------|------|
| 営業取引による取引高  |      |
| 売上          | 一百万円 |
| 仕入          | 3百万円 |
| 営業外取引による取引高 |      |
| 受取利息        | 一百万円 |

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

1 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,973,900株

2 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式 203,922株

(注)自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として信託口が所有する当社株式25,000株が含まれておりません。

3 当事業年度末の新株予約権の種類及び株式数

該当事項はありません。

#### 4 配当に関する事項

- (1) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年2月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次とおり提案しております。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2026年2月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 資本剰余金 | 27              | 10.00           | 2025年11月30日 | 2026年2月27日 |

(注) 2026年2月26日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として信託口が所有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 未払賞与                  | 45百万円   |
| 貸倒引当金                 | 1百万円    |
| 退職給付引当金               | 1百万円    |
| 資産除去債務                | 8百万円    |
| 投資有価証券評価損             | 9百万円    |
| 未払事業税                 | 4百万円    |
| 受注損失引当金               | 16百万円   |
| 繰越欠損金                 | 566百万円  |
| その他                   | 4百万円    |
| 繰延税金資産小計              | 658百万円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △556百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △21百万円  |
| 評価性引当額小計              | △578百万円 |
| 繰延税金資産合計              | 80百万円   |
|                       |         |
| 繰延税金負債                |         |
| 除去費用                  | △0百万円   |
| 繰延税金負債合計              | △0百万円   |
| 繰延税金資産純額              | 79百万円   |

## 7. 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

必要な資金を主に銀行借入により資金を調達し、一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、営業債務である買掛金・未払金・未払費用は、すべて1年以内

の支払期日であります。長期借入金は、主に事業のプロジェクトに係る資金の調達、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は最長で2028年12月であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程に基づき与信限度額水準の見直しを年1回以上実施し、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されており、四半期ごとに時価等を把握することで、変動リスクを管理しております。

敷金は差入先の信用リスクに晒されており、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握するとともに、適宜差入先の信用状況を把握することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金・未払金・未払費用、営業外債務である借入金は資金調達に係る流動性リスクに晒されており、月次資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

2025年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び重要性の乏しいものは、次表には含まれておりません。また、「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

|                           | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|---------------------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 投資有価証券(※1)<br>その他有価証券 | 0                 | 0           | —           |
| (2) 敷金                    | 84                | 83          | △1          |
| 資産計                       | 84                | 83          | △1          |
| (1) 長期借入金(※2)             | 339               | 338         | 0           |
| 負債計                       | 339               | 338         | 0           |

(※1) 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分     | 当事業年度 |
|--------|-------|
| 投資有価証券 | 68    |
| 関係会社株式 | 4     |
| 合計     | 73    |

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|           | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>2年以内<br>(百万円) | 2年超<br>3年以内<br>(百万円) | 3年超<br>4年以内<br>(百万円) | 4年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) |
|-----------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 長期借入金(※1) | 131           | 118                  | 85                   | 4                    | —                    | —            |
| 合計        | 131           | 118                  | 85                   | 4                    | —                    | —            |

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分      | 時価（百万円） |      |      |    |
|---------|---------|------|------|----|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券  |         |      |      |    |
| その他有価証券 |         |      |      |    |
| 株式      | 0       | —    | —    | 0  |
| 資産計     | 0       | —    | —    | 0  |

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価（百万円） |      |      |     |
|-------|---------|------|------|-----|
|       | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 敷金    | —       | 83   | —    | 83  |
| 資産計   | —       | 83   | —    | 83  |
| 長期借入金 | —       | 338  | —    | 338 |
| 負債計   | —       | 338  | —    | 338 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 敷金

敷金については、償還予定時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローを国債の利回りで割引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額 4百万円

持分法を適用した場合の投資の金額 60百万円

持分法を適用した場合の投資利益の金額 △8百万円

### 9. 収益認識に関する注記

個別注記表「1.重要な会計方針 5 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 10. 1株当たり情報に関する注記

|           |         |
|-----------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 675円63銭 |
|-----------|---------|

|            |        |
|------------|--------|
| 1株当たり当期純利益 | 75円06銭 |
|------------|--------|

### 11. 企業結合等に関する注記

当社は、2024年9月18日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるイグニス・イメージワークス株式会社（以下、「イグニス・イメージワークス」という。）を吸収合併することを決議し、2024年12月1日を効力発生日として吸収合併を実施いたしました。

## 1 企業結合の概要

### (1) 被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称 イグニス・イメージワークス株式会社

事業の内容 コンピューター・グラフィックス映像の企画・制作事業

### (2) 企業結合日

2024年12月1日

### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、イグニス・イメージワークスを消滅会社とする吸収合併によります。

### (4) 結合後企業の名称

シリコンスタジオ株式会社

### (5) その他取引の概要に関する事項

経営資源の集中と組織運営の効率化及び開発推進・支援事業の強化を図ることを目的として、本合併を行うことといたしました。

## 2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

なお、これにより連結対象の子会社がなくなるため、当事業年度より非連結決算へ移行いたしました。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

シリコンスタジオ株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 泉 淳一  
業務執行社員 公認会計士  
指定有限責任社員 忠津正明  
業務執行社員 公認会計士

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シリコンスタジオ株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に  
関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いた  
します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報  
告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取  
締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める  
とともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を  
受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財  
産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体  
制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとし  
て会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び  
当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からそ  
の構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたし  
ました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するととも  
に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。ま  
た、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第  
131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備して  
いる旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益  
計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月23日

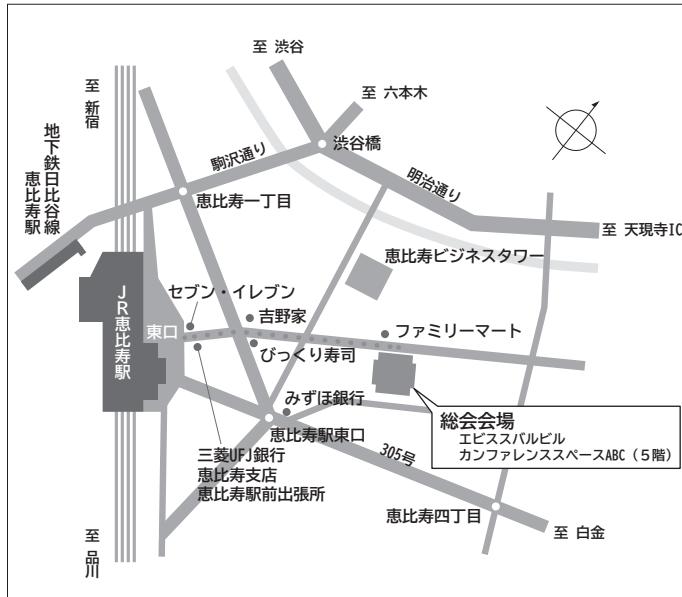
シリコンスタジオ株式会社 監査役会

|                  |       |   |
|------------------|-------|---|
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 松山 康孝 | 印 |
| 監査役<br>(社外監査役)   | 成井 弦  | 印 |
| 監査役<br>(社外監査役)   | 大西 由紀 | 印 |

以上

# 株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号  
エビススバルビル 5階 カンファレンススペース  
電話 (0120) 303557



## (会場への交通機関)

JR山手線・埼京線「恵比寿駅」東口改札より徒歩約3分  
東京メトロ地下鉄日比谷線「恵比寿駅」①番出口より徒歩約4分

車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。  
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。

